

大平山元遺跡もりあげ隊キャラクター「むーもん」使用基準

大平山元遺跡もりあげ隊
令和4年2月17日制定

大平山元遺跡もりあげ隊（以下「もりあげ隊」という。）が作成したキャラクター、「むーもん」の使用及び管理に関し、次のとおり使用基準を定める。

（目的）

第1条 むーもんは、世界遺産大平山元遺跡のシンボルとして、制作物、媒体等に広く使用することで、大平山元遺跡の盛り上げに貢献することを目的とする。

（デザインの基準）

第2条 むーもんのデザインは、別添「大平山元遺跡もりあげ隊キャラクターむーもんデザインイラスト」に基づくものとする。

（申請の事務）

第3条 むーもんの使用に関する事務は、大平山元遺跡もりあげ隊事務局（以下「事務局」という。）が行う。

（使用の申請）

第4条 むーもんの使用を希望する者は、「むーもん使用承認申請書（様式第1号）」を、事務局に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- （1）事務局が大平山元遺跡の普及啓発を図ることを目的に使用する場合
- （2）新聞、テレビ等の報道機関が報道を目的に使用する場合
- （3）その他事務局が申請を要しないと認めた場合

（使用基準）

第5条 事務局は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、使用を承認しない。

- （1）大平山元遺跡のイメージを損ない、又は正しい理解の妨げとなるおそれがある場合
- （2）特定の政治、思想、宗教等の活動の目的に利用されるおそれがある場合
- （3）特定の個人、団体等の売名に利用されるおそれがある場合

- (4) 不当な利益を得るために利用されるおそれがある場合
- (5) 第2条に規定する、「むーもんデザインイラスト」を不当に改変して使用する場合。
- (6) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合
- (7) 事務局が実施する事業の妨げになるおそれがある場合
- (8) 前各号に掲げる事項のほか、第1条に規定する目的に反するおそれがある場合

(使用の範囲)

第6条 むーもんの使用は、次の範囲とし、大平山元遺跡の普及啓発に寄与するものとする。

- (1) 標識、看板、横断幕、のぼり旗、パネル、ポスター、パンフレット、チラシ、ホームページ、ポストカード、カレンダー、ステッカー、広報誌、封筒、名刺等の媒体。
- (2) その他、普及啓発が期待できる媒体・グッズ。

(使用承認)

第7条 事務局は、第4条の申請書を受理した場合、その内容を審査し、その使用が適当と認められる場合は、「むーもん使用承認書(様式第2号)」により通知するものとする。

2 事務局は、審査の結果、不相当と認められる場合は、「むーもん使用不承認通知書(様式第3号)」により通知するものとする。

(遵守事項)

第8条 使用者は、使用承認された使用内容で使用するものとし、その使用内容に変更がある場合は、第4条の規定により使用承認の申請を行うものとする。

(使用料)

第9条 むーもんの使用料は、別添「むーもん使用料規定」に基づくものとする。

(商標登録等)

第10条 使用者は、むーもん並びにむーもんを含む商標及び模様について、商標登録及び意匠登録をしてはならない。

(改善の指示)

第11条 事務局は、使用者が承認された使用内容を逸脱して使用していると認

年 月 日

大平山元遺跡もりあげ隊会長 様

【申請者】

郵便番号 _____

住 所 _____

企業・団体等名（個人の場合は不要） _____

職・氏名（個人の場合は氏名） _____

電話番号 _____

メールアドレス _____

むーもん使用承認申請書

大平山元遺跡もりあげ隊キャラクター「むーもん」を使用したいので、使用基準を了承のうえ、下記のとおり申請します。

記

1 申請者の区分（いずれかにチェックしてください。）

個人申請 企業・団体申請

2 申請区分

新規 継続（前回承認番号： 年 月 日 第 号）

3 使用内容 （使用媒体名グッズの商品名・価格等を記入してください。）

4 販売区分 無料 ・ 有料（販売価格 円）

5 使用料 「むーもん使用料規定」に基づいた金額を、大平山元遺跡もりあげ隊に寄付することに同意します。

（※チャリティグッズ寄付額 _____ 円）

6 使用期間 年 月 日 ～ 年 月 日

7 添付資料

制作物等の写真又はイメージ図などの資料（工作物の場合は設置位置図・設計図等を含む）

第 号
年 月 日

(申請者) 様

大平山元遺跡もりあげ隊会長

むーもん使用承認書

年 月 日付けで申請のありました、大平山元遺跡もりあげ隊キャラクター「むーもん」の使用について、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

1 使用期間

年 月 日 ～ 年 月 日

2 使用内容

<留意事項>

- 1 承認された内容以外には使用できません。
- 2 使用内容に変更がある場合及び承認された使用期間の満了後に引き続き使用する場合は、大平山元遺跡もりあげ隊キャラクター「むーもん」使用基準第4条に基づく申請が必要です。

第 号
年 月 日

(申請者) 様

大平山元遺跡もりあげ隊会長

むーもん使用不承認通知書

年 月 日付けで申請のありました大平山元遺跡もりあげ隊キャラクター「むーもん」の使用について、下記の理由により不承認としましたので通知します。

記

1 不承認の理由

大平山元遺跡もりあげ隊キャラクター「むーもん」使用基準
別添「むーもんデザインイラスト」

大平山元遺跡もりあげ隊
令和4年2月17日制定



広告媒体等で
セリフを記入する場合は、
語尾に「～モン♡」
を使用してください

大平山元遺跡もりあげ隊キャラクター「むーもん」使用基準
別添「むーもん使用料規定」

大平山元遺跡もりあげ隊
令和4年2月17日制定

大平山元遺跡もりあげ隊キャラクター「むーもん」使用基準第9条に基づく使用料を下記のとおり定める。

○大平山元遺跡もりあげ隊キャラクターむーもん使用料（寄付金額）

区分	使用料（寄付金額）	備考
無料配布グッズ	無料	
広告ほか広報物への掲載	無料	
販売グッズ（食品）	売上金額の5%を大平山元遺跡もりあげ隊に寄付する。	
販売グッズ（食品以外）	売上金額の10%を大平山元遺跡もりあげ隊に寄付する。	
チャリティグッズ	上記販売グッズの使用料を超えた金額で事業者が設定する。	
その他	事務局と使用者が協議して定める。	

○大平山元遺跡もりあげ隊への寄付について

寄付申込者は、下記振込先に寄付金を振り込み、（※持参も可）「別紙1 むーもん使用に基づく寄付申込書」に必要事項を記入の上、事務局へ提出する。

事務局は、入金を確認し「別紙2 むーもん使用に基づく寄付金受領書」を送付する。

○寄付金振込先

青森銀行蟹田支店 普通預金 3081792

大平山元遺跡もりあげ隊 会長 三浦博英

（オオダイヤマモトイセキモリアゲタイカイチョウミウラヒロヒデ）

(別紙1)

むーもん使用に基づく寄付申込書

大平山元遺跡もりあげ隊会長 様

【申込者】

郵便番号 _____

住 所 _____

企業・団体等名 (個人の場合は不要) _____

職・氏名 (個人の場合は氏名) _____

電話番号 _____

メールアドレス _____

大平山元遺跡もりあげ隊キャラクター「むーもん」を使用した商品を販売しましたので、下記のとおり寄付を申し込みます。

記

商品名	販売価格	販売個数	売上金額	寄付額
合計				

※寄付額は、食品は売上金額の5%、その他の商品は売上金額の10%

寄付額の合計を下記に振り込むか、事務局へご持参ください。

青森銀行蟹田支店 普通預金 3081792

大平山元遺跡もりあげ隊 会長 三浦博英

(オオダイヤモンドイセキモリアゲタイカイチョウミウラヒロヒデ)

(別紙2)

むーもん使用に基づく寄付金受領書

(寄付申込者) 様

青森県東津軽郡外ヶ浜町字蟹田大平沢辺 34-3

大平山元遺跡もりあげ隊会長 ㊤

寄付金受領額 円

大平山元遺跡もりあげ隊キャラクター「むーもん」を使用した商品の売上金額
に応じた寄付金を上記金額で受領いたしました。